

令和5年度名古屋市教育委員会第39号議案

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

共同学校事務室に共同学校事務室長等を設置すること及び組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い組織名称に変更が生じることから、規定を整備します。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和6年3月22日提出 総務部総務課)





名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
(事務職員の職の設置) 第2条 市立学校に、事務職員の職として <u>主査又は事務長を置くことができる。</u>	(事務職員の職の設置) 第2条 市立学校に、事務職員の職として <u>共同学校事務室長又は事務長を置くこと</u> <u>ができる。</u>
2 <u>主査は、校長の監督を受け、事務を改</u> <u>善する。</u>	2 <u>共同学校事務室長は、上司の命を受け</u> <u>て所管事務を掌理し、所属職員を指揮監</u> <u>督する。</u>
3 <u>事務長は、校長の監督を受け、事務を</u> <u>つかさどる。</u>	3 <u>事務長は、上司の命を受けて所管事務</u> <u>を総括し、又は事務を改善する。</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。